

令和6年2月28日  
生駒市防災会議

# 生駒市災害時要援護者 避難支援事業について

福祉政策課

## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

### <課題・背景>

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

### ■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

### 主な改定内容（記載の追加）

#### ○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

#### ○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

#### ○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

# 避難行動要支援者避難支援事業の改定について

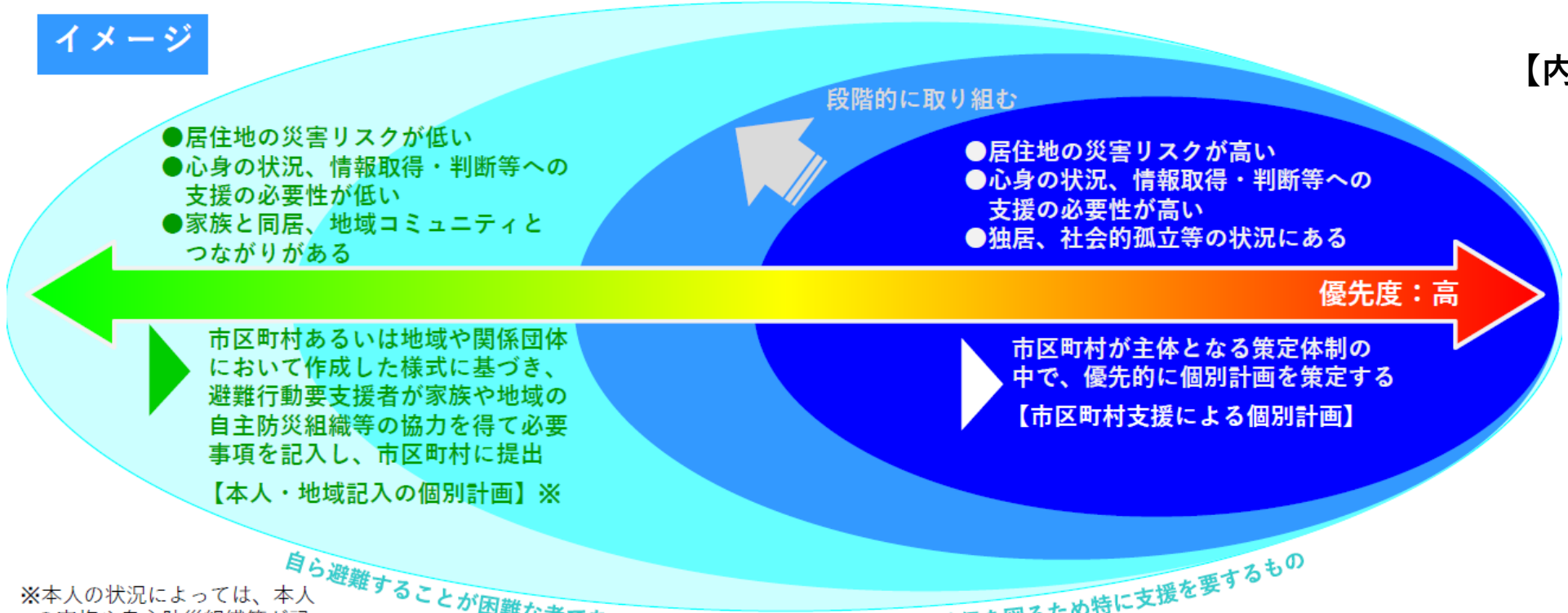
## 優先度を踏まえた個別計画の策定

- 個別計画は、優先度が高い者から策定することが適当であり、市区町村が必要に応じて策定の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。
  - ・ 地域におけるハザードの状況 (※)
  - ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 他方、各市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするためには、市区町村が策定する個別計画として、①市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人・地域記入の個別計画）づくりを進めることが適当である。
 

※浸水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等

### イメージ

【内閣府HP参照】



※本人の状況によっては、本人の家族や自主防災組織等が記入する場合も含まれる。

自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの  
 避難行動要支援者名簿

災害時

平時

①

本人と支援関係者が迅速に行動に移せる

②

本人や避難所運用者が避難所生活で困らないように

③

平時から地域や福祉専門職同士の顔の見える関係性を作る

④

平時の避難所運営や地区での災害対応時の対策を考える

個別避難計画

多様な主体が連携して、役割に応じた避難支援を円滑に行うための備え

地域BCP

## 災害時要援護者避難支援プラン策定委員会

### 委員構成

- ・学識経験者
- ・自治連合会
- ・民生委員・児童委員連合会
- ・居宅介護支援事業者協会
- ・地域包括支援センター（介護）
- ・生活支援センター（障がい）
- ・生駒市社会福祉協議会
- ・消防本部総務課長
- ・福祉健康部長

**令和5年度 4回の会議を開催**

## 個別避難計画作成 試行実施

本人・家族アセスメント

地域調整会議（ケース会議）

本人・家族、自治会長・役員、民生委員、福祉専門職、避難支援員、行政 等

個別避難計画の作成

**災害危険区域（風水害）で  
3自治会3名の対象者で実施**

## 地域BCP作成モデル事業グループワーク

### 内容

福祉専門職とともに、地域BCPの基礎的資料となりえる個別避難計画書の様式（案）を検討

### 出席者

ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、在宅サービス介護事業所

**個別避難計画書の検討をテーマに  
2度のグループワークを実施**

## 次年度の方針

○新たな個別避難計画様式の運営

○風水害の危険区域（レッドゾーン）から  
徐々に個別避難計画を作成

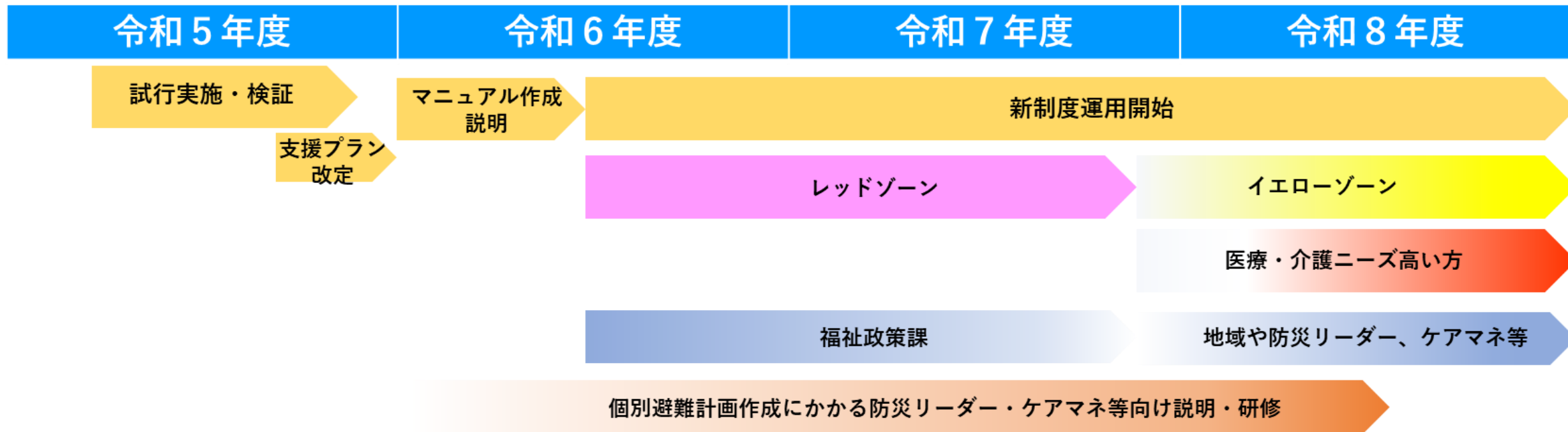
○セルフプランによる作成支援を併せて実施



本人・家族アセスメント



地域調整会議



地震災害も想定し、医療・介護ニーズが特に高い方などについても早期に個別避難計画作成を進めることを検討

## 試行実施・検証

福祉事業所と連携し、優先度の高い利用者の個別避難計画作成

- ・医療・介護ニーズの高い方
- ・知的・精神障がいをお持ちの方 など